

# 令和6年度 学校生活のきまり

六中生としての自覚を持って行動し、安全で穏やかな学校生活を送ろう。

## 制服

※次の①～⑤を制服とし、特別な事情がない限り学校生活は制服で生活する。

寒いとき	①	「標準学生服」＋「ズボン」	・「標準学生服」として認証されている黒の詰襟 ・学生服の下は、白無地のワイシャツを着用 ・ボタンは市販のもの ・ズボンは自然なストレート系のもの ・ベルトは黒・紺・茶色の無地のもの
	②	「セーラー服」＋「ジャンパースカート」 「スラックス」	・紺のセーラー服を着用し、紺のネクタイ（校章入り）をつける ・紺のジャンパースカートを着用 ・ベルトをつける ・スカート丈は膝が隠れる長さ ・スラックスは市販のもの
	③	「ジャケット」＋「ズボン」 「スラックス」	・黒か紺の無地のもの ・ジャケットとズボン、スラックスは市販のもの ・ジャケットの下は、白無地のワイシャツかブラウスを着用する。
暑いとき	④	「ワイシャツ」＋「ズボン」 「スラックス」	<上記参照>
	⑤	「ブラウス」＋「吊りスカート」 「スラックス」	・丸襟のブラウスを着用し、青いリボンをつける

### 【ワイシャツやブラウスの下】

- ・白か紺のTシャツまたは学校指定のTシャツを着用

### 【名札】

- ・左胸ポケットに名札をつけること。

### 【靴下】

- ・白または黒、紺の無地（くるぶし程度のワンポイント可）を着用すること。
- ・飾りがついているもの、ルーズなものは不可。
- ・黒、ベージュ等のストッキングやタイツの着用を認める。（**体育時は安全面を配慮して脱ぐこと**）

### 【防寒着】

- ・制服の下にセーター、トレーナーの着用を認める。（色は白、紺、黒、グレー等**華美でないものとする**）
- ・寒いときの登下校時や校内での着用を認める。（安全面を配慮した物に限る）
- ・教室のロッカーに収納できる範囲のサイズとする。

## 運動服

- ・ジャージ上下は六中指定のものを着用する。
- ・半袖シャツは六中指定のものを着用する。ただし、体育祭練習期間などは白か紺のTシャツ（ワンポイント）も可とする。

## 靴

- 通学、運動に適した靴を用いる。
  - 上履きは学校指定の靴を用いる。
- ※昇降口では、コンクリートの部分で靴をはきかえる。土足で上がらない。

## 鞆

- リュックタイプで**学校生活**にふさわしいものを使用する。
- 荷物が入りきらない場合は、リュックの他にサブバックを使用してもよい。

## 頭髪等

- 中学生らしく清潔でさわやかな髪型とする。
  - 髪の毛を脱色や染色しない。
  - 眉毛を剃らない。
  - **化粧品**や整髪料は使わない。(ムース、ワックス等)
  - ゴムやピン類を使用するときは、学校生活にふさわしいものとする。(華美でないもの)
  - 日焼け止めは塗った後で無色透明になるものを使用すること。化粧品的なものは用いない。
  - 制汗剤については使用ルールを守り、無香料のものを利用すること。
- ＜約束＞
- **実技等作業する場合は、作業の妨げにならないよう、肩に掛かる髪は縛ること。**
  - 制汗剤やシート、日焼け止めは、教室またはトイレもしくはは部活動の荷物置き場で使用すること。

## 自転車通学

- 別紙地図の枠よりも自宅が遠い生徒に自転車通学の申請を許可する。
- 部活動等で休日に登校する場合は、全ての生徒に休日の自転車通学を許可する。  
→自転車通学許可願を申請し、許可書を受け取る手続きを経た後に、自転車通学を許可する。
- 自転車は、軽快車か実用車（ギアは可）とし、両脚スタンドでタイヤサイズ24インチ以上のものであること。（荷台のついていないものは不可）
- マウンテンバイクやドロップハンドル、変形ハンドル（自分で変形させたものも含む）は許可しない。
- 自転車には飾りもの、二人乗り用ステップ等をつけない。
- 学校へ来るときは必ず自転車用のヘルメット及びタスキを着用する。
- 通学用自転車であることを証明するステッカーを必ずつける。
- 駐輪中は必ず自転車に鍵をかけ、ヘルメットは荷台、タスキはハンドルにくくり付ける。また、貴重品をかごに入れっぱなしにしないなど、管理をしっかりとる。
- リュックは背中に背負う。その他のサブバックは荷台にゴム紐で縛る。軽くてかごに収まるものは、かごに入れてよい。
- 裏門から第二グラウンド（通称砲台山）脇を抜ける道は、防犯上の理由から通学路として認めない。
- 登下校において、申請した通学路以外の通行はしない。
- 自転車通学に関するきまりや交通ルールが守れない場合は、下記により自転車通学を停止または禁止することがある。
- ノーヘル、二人乗り、信号無視、交通ルールを守らない道路横断等、危険な行為が見られた場合は、通学路や自転車通学に関するきまり、交通ルールが守れない場合は、自転車通学を停止または禁止する場合がある。

指導1回目	自転車停止1日
指導3回目	自転車停止3日
指導5回目	自転車停止5日
指導6回目	自転車利用停止

※自転車を利用して登校する日数とする。

# 学校生活

## 【登下校】

- 交通ルールを守り、余裕を持って安全に登下校する。
- 制服で登下校する。(天気の悪い日及び部活動参加の場合は、ジャージの着用を認める)
- 交通量や不審者出没情報など、安全に登下校できない道路は通らない。
- 欠席や遅刻をする場合は、必ず学校に保護者がスクリシで報告するか電話連絡をする。
- 遅刻してきた時は、必ず職員室に来て、担任の先生か学年の先生に報告をする。
- 早退する時は、担任の先生か学年の先生に申し出る。(保護者と連絡がついてから早退)
- 完全下校時間を守り、寄り道せずに帰る。

## 【授業】

- 5分前入室を心がける。
- 授業開始時間2分前を意識し、それまでに着席している。(ノーチャイム)

## 【休み時間・昼休み】

- 他学年の階や他教室には、勝手に出入りしない。
- トランプやカードゲーム類、ボードゲームなどは禁止する。
- 校庭で道具を使用して遊ぶ場合には、学校から貸し出されたものを使う。(家から道具類を持ち込まない。部活動の道具も使わない。)

## 【清掃】

- 黙働ですみずみまできれいにする。

## 【その他】

- 特別教室等への移動は各学年の階を利用し、他学年の廊下は利用しない。
- 学校生活に必要なものは持ってこない。
- 水飲み場やトイレは原則として各学年の階のものを利用する。
- ベランダには非常時、清掃時以外は出ない。
- 普段の生活時や弁当時での飲料水の持ち込みは水筒で行う。その際の中身は水、お茶類、スポーツドリンクとする。ビン、缶、紙パック、ペットボトル等は持ち込まない。